

令和4年 滑川町農業委員会 第2回総会 議事録

召集月日	令和4年2月18日(金)				
開 会	令和4年2月25日(金) 午前9時30分				
閉 会	令和4年2月25日(金) 午前10時25分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中 9名出席、 0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	鯨井丈晴	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	11番	杉田 京子	12番	宮島 正重	

第 2 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 7 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について (利用権設定・農地中間管理権設定)
日程第 4	議案第 9 号	農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について
日程第 5	議案第 10 号	滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会運営規程の一部を改正する規程について
日程第 6	議案第 11 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について
日程第 7	議案第 12 号	農地法第 5 条(届出)について

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻になりました。令和4年、第2回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思えます。欠席者の報告です。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん共に、欠席者はございません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和4年、第2回の総会にお忙しい中、ご出席頂きまして大変ありがとうございました。新型コロナの方も、もう3年目になりますが、まだ終息が見えない状態が続いております。比企管内でも、東松山、滑川、嵐山など感染者が大変多くなっております。滑川町でも感染者が500人を超えてきたため、身近に迫ってきた感じがします。十分な感染対策が必要と感じます。私も先日、3回目のワクチン接種が終わりました。3回目のワクチンを接種できれば、コロナの危険もだいぶ和らぐと思えます。皆さんもなるべく早く3回目のワクチンを接種して頂ければと思えますので、宜しくお願い致します。また、この度の遊休農地所有者に発送した農地の意向調査で、地権者さんからの問い合わせも大変多くなり、事務局の方も大変だったと思えます。私も農業委員になってちょうど4年目になるのですが、私の所にも、担当の〇〇〇以外の方からも10件程の問い合わせがありました。今回の意向調査で送られた通知を見て、地権者の方々の農地に対する意識も大分高まったのではないかなと思えます。それぞれの地権者さんのご意見をもとに、今後の農地に対する取り組みができればと思えます。本日、提案された議案の慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせて頂きます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思えます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めていきたいと存じますので、宜しくお願い致します。

す。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和4年滑川町農業委員会第2回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がありました。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号11番の杉田委員さん、議席番号12番の宮島委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第7号「農地法第5条について」を、議題と致します。それでは、事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。すみません、いつもと会場が違いますが、後ろの方まで声は聞こえますでしょうか。それでは、このままマイク無しで話させて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。事務局より議案第7号「農地法第5条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は2件、1,031㎡の転用申請が審査対象となります。番号1について、説明、朗読をさせて頂きたいと思っております。

で、議案書は1頁、図面は議案第7号資料1-①から③と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は、こちら申請書通りの順番で読み上げさせて頂きたいと思っておりますので、少し地番が前後します。比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振区域外の農地、157㎡。同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、14㎡。同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、83㎡。同じく×××番×××、畑、農振区域外の農地、111㎡。合計4筆、365㎡になります。農地の区分は、10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、全て第2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、〇〇〇×××番×××と×××番×××が2名の共有名義となっており、1人目が、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。2人目が東松山市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。3人目ですが、〇〇〇×××番×××及び×××番×××の所有者で、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は、滑川町〇〇〇×××丁目×××番×××号〇〇〇、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己居住用の専用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。この件につきまして現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び、担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

1 番 はい。4班、班長の1番の神田です。2月19日、土曜日、朝8時より、農業委員5名、推進委員1名の計6名で現地調査を行いました。詳細につきましては、担当委員であります金井委員さんにお問い合わせ致します。

13 番 はい、4班、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査報告をさせて頂きます。申請場所につきましては、〇〇〇の〇〇〇から南に向い、〇〇〇の〇〇〇を直進し、〇〇〇の〇〇〇を越え×××m程進んだ右側の奥になります。申請者は〇〇〇×××にあるアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容と

しては、申請地を譲り受け、自己用住宅を建築したいとの事です。申請の理由としては、現在、町内の借家に家族4人で生活しているが、手狭になって来ており、持ち家を建築したく敷地を探した結果、環境も良く、広さも程よい本申請地を大変気に入りましたので、許可の申請をしたとの事です。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、周囲は現在、土地提供者の畑です。西側の畑の先は既に住宅地となっており、町道には公共下水道管が敷設されています。進入路が計画されており、住宅部分は一部、盛土を行う造成の建築計画となっております。雨水の処理は、浸透枿が4か所計画されています。尚、進入路の幅が2.2mと狭く感じられますが、南側の畑側に余裕があり、今後、周辺の開発は進んでしまうものと感じられます。添付書類として、土地利用計画図、造成計画図、建築計画図、資金計画書、工事見積書、隣接農地所有者の同意書と関係者の委任状などがあります。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員、□□□です。本申請地は〇〇〇の場所であり、農地の集積よりも宅地化が進んでいる箇所でございます。この農地、畑は、現在休耕され保全管理されています。周辺には畑が9筆ありますが、現在休耕されていますので、周辺農地への影響は現在、ほとんど無いと思われれます。本申請に関する意見は以上になります。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号1を終りま

す。

議 長 続いて、番号2の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 続きまして番号2を説明、朗読させていただきます。議案書は1頁、
図面は議案第7号資料2-①から⑦と記載されているものをご
用意下さい。それでは説明致します。番号2、申請地ですが、比
企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内
の農地、251㎡。同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、
415㎡。合計2筆、666㎡になります。農地の区分は、10ha未満
の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、全て第2
種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、東松山市〇〇
〇×××丁目×××番×××号、□□□様です。譲受人は、滑川町
大字〇〇〇×××番地、有限会社□□□、代表取締役、□□□様
になります。申請の事由ですが、売買により所有権を取得し、従
業員駐車場及び資材置場として利用する為に転用したい、という
ものです。備考となりますが、こちら、総事業面積としましては、
871.35㎡になります。こちらは、〇〇〇×××番×××という宅
地部分を一体利用とした事業計画となっております。ご審議の程、
宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。この件につきまして、現地調
査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよ
りお願い致します。

8 番 はい。3班、班長、8番の西澤です。2月20日、日曜日、午前
8時30分より、農業委員2名、推進委員2名、合計4名で現地調
査を行いました。詳細につきましては、担当委員であります宮島
委員よりお願い致します。

12 番 はい。3班12番、宮島です。担当地区の委員でございますの
で、説明を申し上げます。今、班長もおっしゃられた通り、2月
20日に現地調査を4名で行いました。申請地は、〇〇〇の〇〇〇
を〇〇〇方面に向い、〇〇〇からの〇〇〇への入り口から×××
mくらい行った左手でございます。□□□さんが所有する農地を

有限会社□□□が購入し所有権移転をして、従業員駐車場及び資材置場として利用する為の5条申請でございます。所在地は、〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、畑、面積 251 m²と、〇〇〇字〇〇〇×××番地×××、畑、415 m²。合計 666 m²でございます。現況については、30年、40年前は桑畑だったのですが、それからしばらくは休耕中の畑になっております。現地調査に行った時は、伐採もされて綺麗な状態になっておりました。申請の理由でございますが、理由書が添付されておりますので、読み上げたいと思っております。当社は平成13年頃から、代表取締役の住所地、〇〇〇×××番地の一部を利用し事務所を構え、水道工事業を中心に営業をしております。事業も安定し、現在従業員も4名おります。長年事業を継続してきた中で、必要な機械や機材等も多くなり、その置場について不足を感じておりました。また事業所への来客用や、従業員の駐車場も近くに無い為、仕方なく代表取締役の住宅敷地を圧迫する状態が続いており、そのご家族に大変ご不便をお掛けしております。町の上下水道の指定工事店になっている為、緊急対応もあり、重機等の出入りも大変苦慮しているというような事も書かれております。こうした中で、以前は〇〇〇×××番地×××、地目、山林で面積が990 m²の土地を借りていましたが、地権者より返却を求められ、次の利用地が中々見つからないまま現在に至っているという事でございます。こうした状況の中において、土地を探していたところ、事務所に隣接する土地3筆、先程、事務局より説明がありました農地が2筆、宅地が1筆、合計3筆でございますが、871.35 m²の土地があり、地権者から譲り受ける機会を得る事が出来ました。この土地は、会社のすぐ隣で、利便性も良いという事で、今回、農地法第5条に基づく転用をさせて頂きたいという事でございます。以上でございます。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。

12 番 はい。3班12番、宮島です。失礼致しました。先程、現地の報告を何もしていませんでしたので、引き続き報告をさせていただきます。この土地について現地調査を20日に行いました。事務局から

頂いた書類等の中に、土地利用計画図、重機はユンボ4台、ショベルカー1台を所有し、その他、ダンプ1台、従業員作業用の車3台を所有しているという事で、現況図が添付されておりおました。この現況図を見て、機材を置く場所が狭いという事を感じました。現在、〇〇〇の〇〇〇にも土地を持っているとの事ですので、こちらにも現地調査を行いました。この土地については、455㎡という狭い土地で、そこには砂利や残土等が置いてありました。それと、今回の計画対象地の隣接者は3名おりまして、その3名の方から同意は受けているという事で、同意書も添付されております。雨水につきましては、若干勾配がありますので、素掘り側溝水路とマウントアップの対策によって雨水の流出を防ぐという計画になっております。また万が一、周辺に被害が発生した場合には責任を持って対処するという事でございます。こうした土地の購入に際しまして、取締役会議を開き、承認をしている事も書かれております。更に、資金計画でございますが、資金については資料も添付されております。既に、以前借りていた990㎡の土地を借りていたものを返したという事で、それに代わる土地が無いと、これからの事業に支障をきたすという事で今回の申請があったということでございます。今回の申請地の面積は約800㎡になりますので、ちょうど代用される面積になるのかなと思います。こうした事を考えた時に、この申請はやむを得ないものと考えております。以上、調査結果報告になります。

議長 はい。ありがとうございます。他に。

推進委員 はい。〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。先程、宮島委員から説明があった様に、□□□さんは、家の隣に引っ越しに来てから、資材置場にできる適当な場所はないかという事で、相談を受けた事がありました。私の方としても中々適当な場所を紹介する事が出来なくて、今まで土地を借りたり、返したりという事でやっていた様ですけども、今現在は、説明のとおり、宅地内で重機置場、作業場、従業員の駐車場と、全て賄っており、大変ご不便を頂いているという事でございます。一方で、隣の□

□□さんが相続された宅地及び農地でございますけれども、宅地につきましては、浄化槽で排出する公共水路に接していないという事で、宅地として再利用して家を建てるというのは、中々難しい事情がございます。そして、農地につきましては、一見、この×××番×××という土地は広くて使いやすい様に見えるのですが、全てが平らな状態では無くて、斜面、法面の様なものも含まれており、また、長らく荒れ地になっていた所で、ただ機械で慣らしただけという状態ですので、今すぐ、ここで耕作するのはちょっと困難ではないかなと思います。また□□□番□□□についても、入って行く道が狭く、中々、耕作しにくいという様な事情もあったと思います。そういう諸々の話を合わせて見れば、今回の資材置場という事での申請につきましては、やむを得ないものではないかと私は思います。推進委員の意見としては、以上でございます。宜しくお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願いします。

5 番 はい。5番、高柳です。進入路はありますか。

12 番 はい。12番、宮島です。議案7号資料2-①の図面を見て頂きたいと思います。その中で囲ってある所に×××番×××と×××番×××と×××番×××と×××番×××があると思うのですが、これについての進入路は、農地である×××番×××と×××番×××は公道に面しておりますが、×××番×××の宅地には、進入路がありません。その脇に×××番×××とありますが、これは□□□さんの所有地で、その□□□さんの所有地が〇〇〇の方まで繋がっている様な状況なので、×××番×××の単独での宅地としての利用は中々難しいと考えられます。今回の申請地の畑には、道路に接している面がございます。

5 番 5番、高柳です。□□□さんの宅地と一体利用する事で、進入路も確保できるということですか。

12 番 はい。12番、宮島です。それが1番、経済的というか効率的に活用できるということでもあります。

5 番 はい。ありがとうございました。

議 長 他には。それでは、無いようですので、申請の通り許可相当とする事に賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号番号2については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。議案第7号は以上になります。

議 長 日程第3、議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」を議題と致します。本議案につきましては、複数の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をして頂き、その後、該当委員にご退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様宜しいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

議 長 ありがとうございます。それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より説明をお願いします

事 務 局 はい。事務局より議案第8号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」をご説明致します。議案書の2頁、議案第8号資料をご用意ください。表紙を1枚めくってください。今回の申請は17筆33,369㎡が対象となっております。内訳は6年の賃借が11筆、19,011㎡、10年の賃借が4筆7,265㎡、その他の賃借が2筆、7,093㎡となっております。その他の賃借につきましては、中間管理機構である埼玉県農林公社への貸付になります。期間については、同地区の他の中間管理機構への賃借と終期を合わせるため、9年8ヵ月という形となっております。詳細につきましては、もう一枚

めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。整理番号が同じ数字になっているものは、同一申請書に記載されたものです。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですがご退席を頂き、各審議をお願いしたいと思います。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法第 18 条の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。まず、整理番号 4 番、5 番、10 番、11 番を除いて、審議を行います。この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか、それでは、無いようですので、この件について、計画案に承認する事に賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、この件につきましては、計画通り承認する事に決定致しました。

議 長 続きまして、整理番号 4 番、5 番の審議を行いますので、該当委員さんは退席をお願いします。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、この件につきまして、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、無い様ですので、この件につきまして、計画案に承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件について、計画通り承認する事に決定致しました。事務局は□□□委員の復席をお願いします。

(□□□委員、復席)

議 長 続きまして、整理番号 10 番、11 番の審議を行いますので、該当委員さんは、ご退席をお願い致します。

(□□□委員、退席)

議 長 それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、無い様ですので、この件につきまして、計画案に承認する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(退席委員を除く、委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、この件については、計画通り承認する事に決定致しました。事務局は□□□委員の復席をお願いします。

(□□□委員、復席)

議 長 議案第8号については全て計画通り承認する事に決定致しました。日程3は以上になります。

議 長 日程第4、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について」を議題と致します。それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。事務局より議案第9号「農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について」を説明致します。議案書は3頁及び議案第9号資料①から③をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行いますので、宜しくお願い致します。

農林商工担当 皆様、改めまして、おはようございます。産業振興課、農林工担当の吉野と申します。どうぞ宜しくお願い致します。内容と致しまして、議案第9号「農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認」につきまして、議案第9号の資料に基づき、説明をさせていただきます。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想とは何かと申しますと、こちらにつきましては、国の経営基盤強化促進法、及び埼玉県における農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に基づきまして町の農業経営における効率的かつ安定的な農業経営を育成する為、また、地域において育成すべき多様な農業経営の目標等について、農用地の利用の集積や経営管理の合理化など農業経営基盤の強化を促進する為の措置を総

合的に講じているものでございます。なぜ農業委員会の皆様にお話をするのかと言いますと、基本構想の変更にあたりましては、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは議案第9号につきまして説明致しますので宜しくお願ひ致します。今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につきましては、国における農業経営基盤強化促進法の一部改正、それから埼玉県の方の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の一部改正に伴いまして、町の農業経営基盤の強化の促進に関する、基本的な構想を一部改正するものでございます。改正の主な変更点でございますが、まず、法の改正に伴います農地利用集積円滑化事業にかかる規定の削除でございます。こちら資料③の新旧対照表の4頁他にでてきてございますが、こちらについては、農地の集積・集約化を支援する体制の一体化として、これまでは、各JA等が実施してきておりました農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合一体化されたことに伴います、町の基本構想から同事業に関する規定を削除するものでございます。それから農地法の改正によりまして、「農業生産法人」の呼称、呼び方が「農地所有適格法人」となったことに伴う変更でございます。以上が今回の改正の、主な変更点でございます。説明につきましては以上でございます。どうぞ宜しくお願ひ致します。

議長 はい。ありがとうございます。只今、担当の吉野主幹さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見・ご質問がありましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。

事務局 はい。無ければ事務局から何点か宜しいですか。

議長 はい。お願いします。

事務局 事務局から、何点か質問させて下さい。まず3頁、認定農業者制度等の色々記載があると思いますが、以前の構想設定時は、認定農業者の制度は市町村ごとに限定的だったと思うのですが、現在は市町村を包括した認定もされるように法改正がされている

と思います。そういった内容について、今回、全体見直しとして改正されるのであれば、その旨についての修正等を盛り込む必要が無いのかということを確認して頂きたい。それから二つ目、同じく3頁、特定農業法人、特定農業団体制度、農用地利用改善団体とは、具体的に何だったのかを教えてくださいませんか。また、今までに取り組んだ事例があれば、教えてくださいと思います。三つ目、こちらと同じく3頁なのですが、この3頁の5番の欄の所に、「農林漁業金融公庫」、こちらの名称が書かれていますが、これは「日本政策金融公庫」に変わっていたと思います。改正の年度等の関係で少し修正が追いついて無い所もあるかと思うのですが、少し内容の確認をして頂いた方が良いのかと思います。その上で、次が13頁、⑥のイについて、内容を確認して頂きたいのですが、利用権の当初の報告対象は市町村だったと思うのですが、現在は農地の利用貸借の関係の報告相手、法人が貸借等をした場合の事業年度終了後の報告相手は全て農業委員会に収束されたと思うのですが、こちらこのままで宜しいのか確認をお願いしたいと思います。最後に18頁、こちらは新旧対照表を見て思ったのですが、新旧対照表を見た時に、1から7という文言だったかと思うのですが、今回、こちら最初の方で直した所だと、1から6までという文章になっていますが、6まで入れてしまうと、ここの文章そのものも該当に入ってしまったので、それは5か何かの間違いでは無いかと思いますので確認をお願いします。それぞれ、ご回答をお願いしたいのですが、宜しいでしょうか。

農林商工担当 はい。それでは、今、頂いた意見につきましては、県の指導を受けながら進めているものでございますので、確認の方をさせて頂き、対応させて頂きたいと思います。細かい確認になるため、お時間を頂きたい。そのうえで、今回の大枠についてご確認を頂ければと考えておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございます。他には。それでは、無いようですので、基本構想の変更について、中身の確認がいくつか必要

な点はあるものの、承認する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、基本構想の変更について一応承認とし、滑川町長に回答致します。精査した結果については、後日改めてご報告頂くようお願いし、議案第9号の審議を終わります。日程第4は以上になります。

議長 日程第5、議案第10号「滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会運営規程の一部を改正する規程について」を議題と致します。それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第10号「滑川町農業委員会の農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会運営規程の一部を改正する規程について」をご説明致します。議案書の4頁と議案第10号資料をお手元にご用意ください。それでは説明致します。令和3年度農業委員会は、現在の農業委員及び農地利用最適化推進委員が選ばれております。その候補者の募集から委員の任命、委嘱を行うまでには、それぞれ候補者評価委員会を得て、農業委員会は議会による同意を得て任命、農地利用最適化推進委員は農業委員会から委嘱するという形式をとっています。この評価委員会は、資料で配布した内容を基に評価委員を決め、審議をしていました。今回、町全体で審議会関係の条例等の見直しが行われ、農業委員及び農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会についても見直しの必要があると判断されました。理由として外部委員がいるため、内容精査のうえ条例化を行うか、または評価委員を見直し、庁内会議の1つとして整備をするかのどちらかを選択することになりました。事務局等で周辺の市町村の様子を踏まえながら、内容を検討した結果、2度の評価委員会を実施した中で、農業委員会の業務や農地利用最適化推進の活動の考え方は、専門性を求められる為、外部委員の意見も重要であるが、内容に理解を頂け

ないと評価の判断が難しいというご意見もありましたので、今回、評価委員の見直しを行うため例規を整備するものです。農業委員会で審議するのは農地利用最適化推進委員の評価委員会に関するもののみになります。尚、庁内における例規審査委員会に置いて、事前審査をさせて頂き、例規手続き上は問題が無いという点は確認済みです。今回の審議の結果、支障が無いという事であれば、改正手続きの最終段階に進めたいと考えております。また、農業委員の候補者評価委員会の改正内容につきましては、同様の改正を行うことを予定しておりますが、所管が町部局である産業振興課となる為、参考としての資料を添付しております。内容が少し分かりづらいと思いますが、ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。只今、事務局より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件について、ご意見・ご質問がございましたら、挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、無いようですので規程の一部改正について承認する事に賛成の方の挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、規程の一部改正については承認として、今後の手続きを進めさせて頂きたいと思っております。議案第 10 号の審議を終ります。日程第 5 は以上になります。

議 長 日程第 6、議案第 11 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第 11 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)について」を説明致します。議案書の 5 頁、議案第 11 号資料と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は 5 件、45,855.6 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせて頂きます。番号 1 ですが、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、650 m²、外 15 筆、田畑合計 8,664.6

㎡になります。位置については、議案第 11 号資料 1-①をご確認ください。届出者ですが、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。続きまして番号 2 を説明します。議案書は 6 頁をご確認ください。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、2,539 ㎡、外 11 筆。田畑合計 13,313 ㎡になります。位置については、議案第 11 号資料 2-①と 2-②をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。続きまして番号 3 を説明します。議案書は 7 頁をご確認ください。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、876 ㎡、外 1 筆。田畑合計 1,652 ㎡になります。位置については、議案第 11 号資料 3-①をご確認ください。届出者ですが、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。続きまして番号 4 を説明します。同じく議案書 7 頁をご確認ください。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、1,680 ㎡、外 8 筆、田畑合計 11,943 ㎡になります。位置については、議案第 11 号資料 4-①をご確認ください。届出者ですが、滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様、他 1 名です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考記載のとおりです。農地の相続は、□□□様が 2 筆、2,394 ㎡、□□□様が 7 筆、9,549 ㎡になります。続きまして、番号 5 を説明します。議案書は 8 頁及び 9 頁をご確認ください。所在地は、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番、畑、236 ㎡、外 17 筆、田畑合計 10,283 ㎡になります。位置については、議案第 11 号資料 5-①をご確認ください。届出者ですが、東松山市大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇×××号室、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は

備考記載のとおりです。農地の相続は、元々□□□様と□□□様が1/2ずつの所有権を持っておりましたが、□□□様の持分である1/2を□□□様が取得したものになります。報告は以上になります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がありましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは、議案第11号の質疑を終了致します。日程第6は以上となります。

議長 日程第7、議案第12号「農地法第5条(届出)について」を、議題と致します。事務局より説明をお願い致します。

事務局 事務局より議案第12号「農地法5条(届出)について」を説明致します。議案書の10頁、議案第12号と記載されているものをご用意下さい。今月の届出案件は2件、380㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明、朗読をさせていただきます。番号1ですが、所在地は、滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、201㎡になります。位置については、議案第12号資料1-①をご確認ください。届出者ですが、滑川町○○○×××丁目×××番地×××○○○×××、□□□様です。届出事由は、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として、市街化区域内の農地であり、届出の受理状況は備考記載のとおりです。続きまして、番号2について説明致します。議案書は同じく10頁をご確認下さい。番号2ですが、所在地は、滑川町○○○×××丁目×××番×××、畑、179㎡になります。位置については、議案第12号資料2-①をご確認ください。届出者ですが、坂戸市○○○×××番地×××○○○×××号室、□□□様です。届出事由は、20年の使用貸借権を設定して、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。補足として、市街化区域内の農地であり、受理状況は備考記載のと

おりです。報告は以上になります。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見・ご質問がございましたら挙手をお願い致します。宜しいですか。それでは議案第 12 号の質疑を終了致します。日程第 7 は以上になります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 4 年第 2 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局長 北堀会長議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会の方を終了させていただきます。神田職務代理より閉会のご挨拶の方をお願い致します。

職務代理 お忙しい中、ご出席頂き、慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和 4 年第 2 回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和4年3月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 杉 田 京 子

署名委員 宮 島 正 重